

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 台風第10号災害の対応について</p> <p>(1) 国県道の一部崩落により、特に救助活動や支援物資の供給に多大な影響を与えたことから、早期の復旧と併せた抜本的な強靱化対策</p> <p>平成28年8月30日に襲来した台風第10号は、これまで経験したことのない未曾有の大災害を引き起こし、本町においては、24名の尊い生命が奪われました。現在、応急復旧工事や仮設住宅の整備は完了しましたが、災害公営住宅の建設、被災により若しくは河川改修事業により移転が必要な方への移転地整備、また、道路、橋梁や水道、情報通信施設等の災害復旧工事の迅速な進捗を図ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、事情をご賢察いただき、下記項目につきまして特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国県道の一部崩落により、特に救助活動や支援物資の供給に多大な影響を与えたことから、早期の復旧と併せた抜本的な強靱化対策</p>	<p>岩泉土木センター管内の県管理道路は12路線のうち10路線が被災し、特に緊急輸送道路に位置づけられている一般国道455号の乙茂及び二升石地区では約200mにわたって道路が流出し、一時全面通行止めになったところです。</p> <p>緊急輸送道路等の重要な路線については、発災直後から応急工事に着手し早期の全面通行止めの解消を図ったところです。</p> <p>これまでも貴町と連携して工事計画の調整を図りながら復旧を進めて参りましたが、引き続き連携しながら早期の復旧に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、異常気象時においても救援活動等が可能な「災害に強く信頼性の高い道路ネットワーク」の構築を目指し、緊急輸送道路である国道455号において、道路嵩上げ等の道路改良工事により、強靱化対策を行ってまいります。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（岩泉土木センター）</p>	<p>B：1</p>
<p>1 台風第10号災害の対応について</p> <p>(2) 大量の流木や土砂、がれきが河川に散在していることから、今後の増水時の対策や早期の処分</p> <p>平成28年8月30日に襲来した台風第10号は、これまで経験したことのない未曾有の大災害を引き起こし、本町においては、24名の尊い生命が奪われました。現在、応急復旧工事や仮設住宅の整備は完了しましたが、災害公営住宅の建設、被災により若しくは河川改修事業により移転が必要な方への移転地整備、また、道路、橋梁や水道、情報通信施設等の災害復旧工事の迅速な進捗を図ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、事情をご賢察いただき、下記項目につきまして特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 大量の流木や土砂、がれきが河川に散在していることから、今後の増水時の対策や早期の処分</p>	<p>堆積土砂や流木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況を把握し、緊急性の高い箇所から計画的に河道掘削や流木処理等を実施するなど、今般の洪水被害を踏まえ、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、二級河川小本川及び安家川については、昨年度から水位周知河川の指定やホットラインの運用を開始しており、また、小本川については、今年度に洪水浸水想定区域の指定を行うなど、警戒避難体制の強化を行ったところです。</p> <p>なお、二級河川小本川及び安家川における河川改修事業においては事業用地が確保された箇所から河道掘削などを実施し、治水安全度の向上に努めて参ります。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（岩泉土木センター）</p>	<p>A：1</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 台風第10号災害の対応について</p> <p>(3) 被害が甚大かつ全域に及ぶことから、復旧事業に従事する土木技術職員の確保に対する支援</p> <p>平成28年8月30日に襲来した台風第10号は、これまで経験したことのない未曾有の大災害を引き起こし、本町においては、24名の尊い生命が奪われました。現在、応急復旧工事や仮設住宅の整備は完了しましたが、災害公営住宅の建設、被災により若しくは河川改修事業により移転が必要な方への移転地整備、また、道路、橋梁や水道、情報通信施設等の災害復旧工事の迅速な進捗を図ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、事情をご賢察いただき、下記項目につきまして特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>3 被害が甚大かつ全域に及ぶことから、復旧事業に従事する土木技術職員の確保に対する支援</p>	<p>台風第10号による被災市町の人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。</p> <p>県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、引き続き、県内市町村等に対し協力を依頼したほか、来年度も任期付職員を派遣することとしており、被災市町とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>
<p>1 台風第10号災害の対応について</p> <p>(4) 公共施設等で約329億円に上る被害を受け、長期間にわたる復旧事業が想定されることから、事業繰越等についての必要な助言や手続き等の支援</p> <p>平成28年8月30日に襲来した台風第10号は、これまで経験したことのない未曾有の大災害を引き起こし、本町においては、24名の尊い生命が奪われました。現在、応急復旧工事や仮設住宅の整備は完了しましたが、災害公営住宅の建設、被災により若しくは河川改修事業により移転が必要な方への移転地整備、また、道路、橋梁や水道、情報通信施設等の災害復旧工事の迅速な進捗を図ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、事情をご賢察いただき、下記項目につきまして特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 公共施設等で約329億円に上る被害を受け、長期間にわたる復旧事業が想定されることから、事業繰越等についての必要な助言や手続き等の支援</p>	<p>県及び貴町においても、公共土木施設に多大な被害を受けており、町内で多くの災害復旧工事が集中して実施されることから、早期の復旧に向けた施工確保対策について、相互に連携しながら進めてきたところですが、多くの箇所での事業の繰越手続きが必要になると想定されます。</p> <p>このことから、引き続き関係機関に対し、事業予算の繰越等の手続きの簡素化などを要望していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（岩泉土木センター）</p>	<p>B : 1</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 台風第10号災害の対応について</p> <p>(5) 災害復旧事業の対象とならない生活道や生活橋の改修等により、今後も財政需要の増加が見込まれることから、災害対策に係る特別交付税等の重点配分</p> <p>平成28年8月30日に襲来した台風第10号は、これまで経験したことのない未曾有の大災害を引き起こし、本町においては、24名の尊い生命が奪われました。現在、応急復旧工事や仮設住宅の整備は完了しましたが、災害公営住宅の建設、被災により若しくは河川改修事業により移転が必要な方への移転地整備、また、道路、橋梁や水道、情報通信施設等の災害復旧工事の迅速な進捗を図ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、事情をご賢察いただき、下記項目につきまして特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>5 災害復旧事業の対象とならない生活道や生活橋の改修等により、今後も財政需要の増加が見込まれることから、災害対策に係る特別交付税等の重点配分</p>	<p>台風第10号災害に係る財政措置については、これまで、国から特別交付税4,122百万円が交付されたほか、県においても早期の復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を401百万円交付しているところです。</p> <p>また、今年度においても、12月分の特別交付税として430百万円が交付されたところです。</p> <p>県としては、引き続き町との連携を密にし、財政需要を適切に把握するとともに、国に対してもその実情を丁寧に説明しながら、必要な財政措置が講じられるよう取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 済生会岩泉病院の医師確保の継続と、薬剤師、看護師の確保について</p> <p>公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点病院」として、隣接村を含めた地域医療確保のため、一般診療・救急医療・人工透析・在宅訪問診療のみならず、本町においては公衆衛生全般(学校医・保健施設医、予防接種、健診、産業医など)にわたり重要な役割を果たしているところであり、保健、介護及び産業活動の継続という観点からも必要不可欠な町内唯一の中核病院であります。</p> <p>今年4月からは、院長、副院長に加え、奨学生の内科医師、また、県のご配慮により外科医を配置いただき、常勤医師4名の体制でスタートすることができておりますが、子ども、障がい者を含めた在宅医療や、子育て支援包括事業、生活困窮者健康づくりや、疾病の重症化予防活動等を推進していくためには、今後も、医師の安定的な確保が不可欠であります。</p> <p>また、昨今の状況として、医師以外の薬剤師、看護師不足により、入院患者の受入れ、訪問診療の実施、診療所の開設など、十分な医療提供に支障をきたしている状況にあります。</p> <p>つきましては、これらの事情をご賢察いただき、公的病院である済生会岩泉病院が「へき地医療拠点病院」として、必要な医療等を安定的かつ継続的に提供できる体制を確保できるよう、今後におきましても、県当局における常勤医師の継続派遣とともに、薬剤師、看護師の確保につきまして、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>県では、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置していますが、県内の医師不足は深刻で、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。</p> <p>このような状況の中、済生会岩泉病院からの医師派遣要望を踏まえ、平成22年度から自治医科大学卒業医師を派遣するなど、積極的な支援に努めてきたところです。</p> <p>引き続き、全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)</p> <p>薬剤師については、増加傾向で推移している一方で、圏域毎の偏在も指摘されているところです。</p> <p>県では、こうした状況を踏まえ、岩手県薬剤師会と連携しながら、中高生に対する薬剤師の仕事についての普及啓発や、薬学生の県内への定着を図る取り組みを行っているところです。また、薬剤師が不足する医療機関に対しては、医療法に基づく立ち入り検査などを通じて確保に向けた取組を促しつつ、必要に応じ、薬剤師会が行う薬剤師の就労斡旋事業の活用等について助言を行っており、引き続き県内の医療機関において必要な薬剤師が確保されるよう努めていきます。(B)</p> <p>看護師の確保については、看護職員の不足を解消し、安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」を策定し、看護職員修学資金制度による養成確保対策や復職を希望する看護職員へのナースセンターによる支援等の対策に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、本アクションプランに基づき、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供できる体制を確保できるよう看護師の養成及び確保に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 3</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」の次期対策と予算確保・拡充について</p> <p>本町は、平坦地に恵まれず耕地面積が少ない上、狭小な農地が多いことから、多品目複合型の農業経営を確立するため、宮古管内の広域振興作物であるピーマンやオクラ、インゲンなどのほか、冷涼な気候と広大な林間地を有効に活用した畑わさびの生産振興に取り組んでいるところであり、これら作物の生産振興のための基盤整備や管理用機械導入などについては、県の支援事業であります「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」を活用し、農業者への支援を行っているところでありますが、本事業が本年度をもって終了する予定と伺っております。</p> <p>つきましては、係る実情をご賢察いただき、平成31年度以降におきましても同様の事業継続と予算確保・拡充につきまして、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>地域農業の活性化に向けては、各集落の話し合いに基づき作成された「地域農業マスタープラン」に掲げる、担い手の育成や産地拡大等の取組を推進していくことが重要と考えています。</p> <p>また、大震災津波や台風10号の被災地域において、当該事業は、新たな営農体制の定着と発展に重要な役割を果たしていると考えています。</p> <p>このため、平成31年度以降も、被災地域の農業振興に必要な機械・施設の整備等ができるよう、取り組んでいくこととしています。(B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	B：1
<p>4 安家川におけるサクラマスの増殖体制について</p> <p>安家川は、自然形態が保たれ、カワシンジュガイが生息する清流として全国的に有名な原始河川でしたが、平成4年、サクラマスの増殖を目的に安家川河口付近に、遡上する魚を蓄養池まで自然に誘導する「ウライ施設」が設置され、施設設置以後、安家川上流へのサクラマスの遡上は大幅に減少し、原始河川（自然）としての魅力が損なわれ、これに伴う釣り客の減少は安家川漁業協同組合の経営圧迫にもつながっています。</p> <p>本町としてもサクラマス増殖研究の必要性は認めるものの、自然遡上による天然増殖も水産振興施策上、極めて重要であると考えます。</p> <p>つきましては、増養殖に必要なサクラマスの適正な尾数を把握など、安家川漁業協同組合と下安家漁業協同組合による確認事項が適切に実行されるようご配慮いただくとともに、安家川の上流にまでサクラマスが遡上するよう、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>サクラマスは、漁獲量の少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であり、また、遊漁対象種として人気が高いことから、県では重点施策としてサクラマスの資源造成に取り組んでおります。</p> <p>県では、サクラマス資源造成においては、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これから池中継代された稚魚を県内の河川に放流することとしています。</p> <p>資源造成に必要なサクラマスの親魚については、自然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえて、適正な必要数の把握に努めているところですが、平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事項に基づき、ウライ施設で一定の捕獲数を超えた場合には上流へ再放流することとされており、18年度には上流への再放流が実施されています。</p> <p>また、平成27年度からサクラマスの自然産卵状況を把握するための産卵床調査と、稚魚の移動及び成長や河川回帰率を把握するための標識放流調査を実施しています。</p> <p>安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相互理解が最も重要であることから、現在実施中の調査に継続して取り組むとともに、その成果をお知らせすることにより、関係者の理解と協力が進むよう支援していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：1

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 ツキノワグマに係る有害捕獲許可権限の委譲について            年々増加傾向にあるツキノワグマによる農作物被害については、電気牧柵の設置など追払い対策を行っておりますが、生産者の高齢化や担い手不足により就農者が減少している状況の中、生産意欲の低下が懸念される状況にあります。            また、昨今は人家に非常に近い場所でのツキノワグマの出没が数多く報告されており、その内容も人家や自家用車への被害など、ツキノワグマの行動範囲が山から里へと大きく拡大しております。            県では平成26年度から特例許可（平成26年3月21日付け自第521号）による複数頭一括許可により、迅速な現地対応についてご配慮いただいているところではありますが、ツキノワグマによる被害報告件数が平成26年度の55件から平成29年度には84件と年々増加傾向にあり、平成28年度には特例許可配分を超過した後、21件の通常許可申請を行っております。            つきましては、人身被害の発生リスクについての再評価が必要であるとの認識から、迅速な対応のため市町村への許可権限の委譲について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>ツキノワグマは、年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、生息状況が悪化する恐れがあるため、毎年度、捕獲上限数を設定しています。            一方で、不測の事態により人身に対する被害が発生している場合や、人身に対する危害が切迫しており緊急を要する場合において市町村に権限委譲しているほか、近年の出没・被害件数の増加を踏まえ、市町村の臨機判断による迅速な被害対応を促進するため、事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の試行など、市町村と連携して人身被害の防止や農林業等被害の軽減に最大限努めているところです。            県としては、ツキノワグマの地域個体群を長期にわたり安定的に維持しながら被害を軽減するため、これまでの特例許可の試行結果や、御要望にある通常許可の状況を踏まえつつ、特例許可の制度化に向けた必要な検討を行ってまいります。            なお、「ツキノワグマ管理検討委員会」が設定する捕獲上限数については、今年度から3年度にわたって大規模生息調査を実施するとともに、狩猟期間を延長しており、これらの結果に応じた必要な見直しを行ってまいります。（C）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>C：1</p>
<p>6 龍泉洞周辺の治山事業の推進について            龍泉洞は、沿岸圏域を代表する観光資源であり、年間18万人以上の観光客が来訪する本町随一の観光スポットであります。            この龍泉洞周辺は、がけ地となっているため、これまでも数回の落石が発生しているところであり、幸いにも人的被害にはいたっておりませんが、この対策が急務となっております。            これまで、県担当課からも現地確認や調査を実施いただき、対策に向けご尽力いただいていたところ、一昨年の台風第10号被害に見舞われ、町としても事業要望を見送りしていた状況であります。            つきましては、ラグビーワールドカップ2019、三陸防災復興プロジェクト2019、宮古・室蘭フェリーの就航など、今後、多くの観光客の来訪が見込まれることから、平成31年度事業として事業要望したく存じますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>要望のありました地区につきましては、2019年度から事業を実施し防災対策を進めていきます。            今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、順次危険箇所への解消に努めていきます。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部（宮古農林振興センター）</p>	<p>A：1</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 国道340号の整備促進について</p> <p>国道340号は、沿岸地域住民の生活道路であり、救急医療施設への搬送はもとより、産業・文化・経済の発展を図るうえで、大きな役割を担っている重要な地域の幹線道路であるとともに、J R岩泉線の廃止に伴う代替バス路線としても、その役割が一層高まっております。</p> <p>しかしながら、当町落合地区から宮古市押角間は、相当区間が未改良の状態にあり、幅員が狭く、急勾配・急カーブの連続で見通しが悪いうえに、冬期間は雪崩が随所で発生するなど交通の安全確保が極めて困難な状況にあります。</p> <p>本路線区間内の最難所である押角峠については、トンネル工事に着手いただいております。平成32年度供用開始を目指し、工事が進められておりますが、前後の道路が未改良のままでは、トンネルの多面的効果も望めるものではありません。</p> <p>つきましては、未改良区間の整備に早急に着手されるとともに、改良整備が早期に完了するよう、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>国道340号落合～宮古市押角間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続していることから、整備の必要な区間と認識してまいります。</p> <p>このうち、平成26年度に事業化した峠部（押角峠）の約3.7km区間について、今年度はトンネル舗装や設備工事を進め、早期完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。（A）</p> <p>また、峠部以外の未改良区間については、まずは早期の事業効果が見込まれる押角峠工区から接続する宮古側約2kmの区間について、2020年度の新規事業化に向けて、来年度は具体の調査設計や公共事業評価の手続きを進め、切れ目のない事業展開に取り組んでいきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部（岩泉土木センター）	A：1 C：1
<p>8 一般県道大川松草線の整備促進について</p> <p>一般県道大川松草線は、一般国道340号の岩泉町大渡地区を起点とし、当町の大川、釜津田を經由して、一般国道106号の宮古市川井に通じる路線であります。</p> <p>本路線は、沿線地域住民の生活道路であるとともに、救急医療施設への搬送、産業・文化・経済の発展を図るうえで地域の重要な路線であり、一般国道106号を經由することにより内陸と沿岸北部の地域間交流の促進が大いに期待される路線であります。</p> <p>しかしながら、本路線は地形や自然条件が非常に厳しく、二級河川大川沿いは、道幅が非常に狭くカーブが連続する道路で、車両のすれ違いに支障のある箇所が多く、冬期間は雪崩が随所で発生するなど、交通の安全確保が極めて困難であり、災害や積雪に強い、安全に通行できる道路整備が急務となっております。</p> <p>つきましては、起点の大渡地区から唐地公民館までの区間について、バス路線でもあることから早期に2車線に整備するとともに、唐地公民館から櫃取の区間については、車両のすれ違いが容易となる道幅とされますよう、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>一般県道大川松草線の「本町～大広」工区については、平成25年度に事業着手し、今年5月に大川小学校前の道路改良工事を完了したところです。今年度は残りの区間の用地取得を進め、今後とも早期完成に向けて整備推進に努めていきます。（A）</p> <p>その他の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討してまいります。早期の整備は難しい状況です。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部（岩泉土木センター）	A：1 C：1

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について</p> <p>一般県道普代小屋瀬線は、普代村を起点とし、当町の安家地区を通り、葛巻町へ通じる道路です。また、一般県道安家玉川線は、当町安家地区から野田村へ通じる道路です。</p> <p>両路線とも、地域の産業・文化・経済の発展に欠かせない基幹道路であり、このうち、一般県道普代小屋瀬線につきましては、地域住民の強い要望をお汲み取りいただき、平成27年度に工事に着手していただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、両路線の相当区間が未改良の状態で、幅員が狭いうえに、急カーブの連続となっており、特に冬期間は除雪を行っても十分な幅員を確保できず、大型車両の通行に困難を極めている状況にあります。</p> <p>つきましては、これらの事情をご賢察いただきまして、改良整備が早期に完成されますよう、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線の「松林～坂本」工区については、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p> <p>一般県道安家玉川線については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（岩泉土木センター）</p>	<p>A：2 C：2</p>
<p>10 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について</p> <p>主要地方道宮古岩泉線は、宮古市を起点とし、岩泉町有芸を経由して当町乙茂の国道455号に接続する道路であります。また、一般県道有芸田老線は、宮古岩泉線の栃の木から分岐し、宮古市田老へ通じる道路です。</p> <p>両路線は、地域の日常生活はもとより、産業の振興や経済の発展を図る上で大きな役割を担っている重要な路線となっております。</p> <p>しかしながら、宮古岩泉線の岩瀬張橋付近から松の木橋の区間及び町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間並びに有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間は幅員が狭く、急カーブ・急勾配が連続しており、交通の安全確保が極めて困難な状況にあります。</p> <p>特に、冬期間は除雪を行っても十分な幅員を確保できず、通行に困難を極めている状況にありますので、これらの事情をご賢察いただきまして、両路線の道路整備の促進が図られますよう、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線の有芸支所付近から栃の木地区間の蝦夷館地区は、平成24年度に一部区間の路肩拡幅を行っております。</p> <p>更なる道路整備は、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p> <p>一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間は平成24年度までに1.5車線の道路整備を行っております。</p> <p>更なる道路整備は、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（岩泉土木センター）</p>	<p>C：2</p>



岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 国道455号の強靱化について</p> <p>一般国道455号は、三陸沿岸北部地域と、県都盛岡市を結ぶ重要な路線であり、当地域の産業経済の振興や住民生活の向上、さらには高次救急医療や地域連携に大きく寄与する極めて重要な幹線道路となっております。</p> <p>平成28年8月30日に県内を襲った台風第10号豪雨災害では、道路、橋梁、河川など、これまで長年かけて整備してきたインフラが一夜にして壊滅的な被害を受け、本路線は、幹線路線でありながら、河川の増水による崩落や浸水、沢からの土砂流入などで寸断され、物資の輸送や被災者の移動では迂回を強いられることとなりました。</p> <p>また、一般国道455号早坂トンネルが開通し、大幅な時間短縮と冬期間の交通安全が確保されたものの、未だに急カーブが随所にあり本路線の二次改良整備の促進が一層重要となっております。</p> <p>つきましては、本路線の二次改良を含む整備促進、また、防災の観点から、台風第10号豪雨災害における決壊箇所の強靱化と、中里地区の道路の切り替え整備について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>一般国道455号は、台風第10号豪雨災害により18箇所で被災しており、特に乙茂及び二升石地区では約200mにわたって道路が流出し、一時全面通行止めになったところです。</p> <p>緊急輸送道路でもある本路線については、優先的に復旧工事を実施しており、現時点において9箇所で完成しています。引き続き早期の復旧に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、異常気象時においても救援活動等が可能な「災害に強く信頼性の高い道路ネットワーク」の構築を目指し、中里地区を含めた6箇所において、再度災害防止を考慮した道路のかさ上げ等により、強靱化対策を行っていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部（岩泉土木センター）</p>	<p>B：1</p>